

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス共済では、これまで半壊以上を給付対象としてきましたが、新たに一部損壊(損害割合10%以上20%未満)を給付対象とする制度(一部損壊特約)が平成26年8月1日からスタートします(加入申込みは4月から受け付けています)。災害への大切な備えとしてぜひ加入の検討をお願いします。

小さな負担で大きな支援

県内にお住まいの方の
家財再建共済制度

年額1,500円で
最大500万円
の給付

借家(賃貸、社宅等)にお住まいの方も入れます

※市町が発行するり災証明書で半壊以上又は床上浸水の認定に限ります

県内に住宅をお持ちの方の
住宅再建共済制度

年額5,000円で
最大600万円
の給付

※市町が発行するり災証明書で半壊以上の認定に限ります

さらにマンションで追加加入できます♪



住宅再建共済制度に上乗せ加入でもっと安心!!
※一部損壊特約のみにご加入いただくことは出来ません。

住宅再建共済制度(一部損壊特約)

年額500円で補修時等に25万円の給付

※市町が発行するり災証明書で一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の認定に限ります。



これまでの住宅再建共済制度の給付対象

年額5,000円で最大600万円

一部損壊特約で給付対象となる部分

年額500円で補修時等に25万円

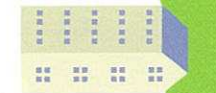
この度、フェニックス共済では住宅が自然災害により半壊に至らない被害を受けた場合についても、共済給付金を給付することが出来るよう制度を拡充いたしました。

従来の住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊(損害割合10%以上20%未満)について、年額5000円の負担金で、補修時等に25万円を給付する制度が平成26年8月1日*からスタートします。

※一部損壊特約に8月1日より前にお申し込みいただいた場合でも加入日は8月1日となります。

平成26年
8月1日
スタート!!

安心を 共に育む フェニックス共済



フェニックス共済は兵庫県が条例に基づいて実施する

「安全」・「安心」の制度です。



フェニックス共済の
大きな特色だよ!



- 1 地震、津波、風水害、豪雪、竜巻などあらゆる自然災害が対象です。
- 2 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。
- 3 住宅の築年数や規模等と関係なく、定額負担で定額給付です。

フェニックス共済の概要

住宅再建共済制度		
加入者	県内に住宅をお持ちの方	
負担金	年額5,000円	
対象	県内に存在する住宅	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	半壊以上で建築・購入※	600万円
	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
	半壊以上で建築・購入・補修などをせず、賃貸住宅に同居した場合など	10万円 (居住確保給付金)



家財再建共済制度		
加入者	県内にお住まいの方	
負担金	年額1,500円	
対象	県内に存在する住宅にある家財	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	全壊で購入・補修	50万円
	大規模半壊で購入・補修	35万円
	半壊で購入・補修	25万円
	床上浸水で購入・補修	15万円

一部損壊特約

加入者	住宅再建共済制度加入者のうち希望される方	
負担金	年額500円(住宅再建共済負担金に追加)	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修した場合	25万円
	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修などをせず、賃貸住宅に同居した場合など	10万円 (居住確保給付金)

平成26年
8月1日
スタート!!

※ 県外での建築・購入の場合は12万5千円になります。

※一部損壊特約は損害割合10%以上20%未満が給付対象となります。
半壊以上については、従来の住宅再建共済制度の給付対象となります。



住宅再建共済と家財再建共済の同時加入や、複数年一括支払い加入(3.5・10年)により割引があります。詳しくは下記までお問い合わせいただくか基金HPをご覧ください。



北播磨県民局総務室総務防災課

☎0795-42-9303 (平日9:00~17:00)



(公財)兵庫県住宅再建共済基金

☎078-362-9400 (平日9:00~17:00)

フェニックス共済

検索